

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

### 1 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式）

### 2 入札に付する事項

| 件 名              | 規 格     | 数 量 | 納 地           | 履行期間                         | 調達要求番号                  |
|------------------|---------|-----|---------------|------------------------------|-------------------------|
| 情報本部共通基盤に関する技術支援 | 仕様書のとおり | 1式  | 情報本部<br>(市ヶ谷) | 契約締結日<br>～<br>令和11年<br>3月31日 | 21-08<br>-0727<br>-4067 |

### 3 入札等

- ① 入札説明書の交付場所等  
E2棟3階 防衛省情報本部総務部会計課
- ② 入札説明会の日時及び予定場所  
なし
- ③ 入札書及び入札に必要な書類の提出期限
  - ア 入札書  
令和8年9月28日（月）（12時00分）
  - イ 業務従事者リスト及び履歴資料  
令和8年9月4日（金）（12時00分）
  - ウ 非公知の情報の取扱いに関する資料  
令和8年9月4日（金）（12時00分）
  - エ 提案資料  
令和8年9月28日（月）（12時00分）
- ④ 開札の日時及び場所  
令和8年11月13日（金）（10時00分）  
場所：E2棟5階 情報本部入札室

### 4 参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の有資格者で「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。
- ④ 格付されている令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の等級にかかわらず（全省庁統一資格を有していない者については）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、別紙ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者

については、3③アの期限までに、別紙ア～キのいずれかを証明する書類を11⑨の部署へ提出すること。

- ⑤ 契約担当官等（他省庁含む）から指名停止等の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑥ 「会社更生法(平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法(平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申し立てられていない者、ただし更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の(1)～(3)の書類をすべて提出した者を除く。
  - (1) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(コピー可)
  - (2) 許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類(コピー可)
  - (3) 上記(2)に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ⑦ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑧ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- ⑨ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、支出負担行為担当官等の確認を受けている者であること。
- ⑩ 入札説明書の交付を受けた者であること。

## 5 入札方法

入札金額は、「情報本部共通基盤に関する技術支援」に関する総価で行う。

なお、本件については提案書提出期限までに提案書を提出し、審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金

- ① 入札保証金 免除（但し、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の5%の額を違約金として現金徴収する。）
- ② 契約保証金 契約金額の10/100以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。

## 7 入札の無効

- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- ② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

## 8 契約書作成の必要の有無 有

## 9 契約をしようとする基本契約条項等

役務請負契約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

部分払に関する特約条項

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（該当する場合）

10 落札者が契約を結ばない場合

落札金額の100分の5以上の金額を違約金として現金徴収する。

11 その他

① 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③ 契約金額の内訳

契約金額の年度ごとの内訳については、予算の範囲内で協議するものとする。

④ 下請負

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

⑤ その他提出資料

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写しを入札書の提出期限までに提出するものとする。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札書の提出期限までに提出するものとする。

⑥ 入札者の義務

この調達に参加を希望する者は、情報本部が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、期限内に提出しなければならない。また、提出期限を過ぎてからの当該書類の差替え、再提出は認めない。ただし、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明又は追加資料を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は情報本部において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書提出者の入札書のみを落札決定の対象とする。

⑦ 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官等が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官等が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、総合評価点が最も高い次順位の者を落札者として定めることがある。

⑧ 入札結果の公表

総合評価落札方式で行った一般競争については、落札者と入札者のそれぞれの商号又は名称、入札価格及び総合評価得点等を契約締結後速やかに防衛省情報本部ホームページに公表するものとする。

⑨ 詳細

入札説明書による。

- ⑩ 照会先  
本書記載事項については防衛省情報本部総務部会計課に照会のこと。
- 住 所 〒162-8870  
東京都新宿区市谷本村町 5－1 E 2 棟 3 階  
防衛省情報本部総務部会計課
- T E L 03-3268-3111（内線）31772
- メール dih-kaikai@ext.dih.mod.go.jp（契約係共用）

ア 当該入札に係る役務と同等以上の仕様の役務を実施した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

| 項 目                                                                | 基 準   | 数 値 |
|--------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| 入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数             | ３件以上  | 15  |
|                                                                    | ２件    | 10  |
|                                                                    | １件    | ５   |
| 入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数 | ９人以上  | 15  |
|                                                                    | ７～８人  | 12  |
|                                                                    | ５～６人  | ９   |
|                                                                    | ３～４人  | ６   |
|                                                                    | １～２人  | ３   |
| 入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）                                      | 11人以上 | 6   |
|                                                                    | 9～10人 | 5   |
|                                                                    | 7～8人  | 4   |
|                                                                    | 5～6人  | 3   |
|                                                                    | 3～4人  | 2   |
|                                                                    | 1～2人  | 1   |

注：１ 特許には、海外で取得したものを含む。

２ 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を

証明できる者

- オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者